

○内閣官房令第十三号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(表一の項関係)          第一条 「略」          「2・3 略」          4 表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。          「一〇五 略」          六 デジタル田園都市国家構想実現会議及びまち・ひと・しごと創生本部に関する事務を掌理するもの          「七〇九 略」          「五〇七 略」</p>
改正前	<p>(表一の項関係)          第一条 「同上」          「2・3 同上」          4 「同上」          「一〇五 同上」          六 内閣官房副長官を助け、まち・ひと・しごと創生本部に関する事務を整理するもの          「七〇九 同上」          「五〇七 同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

## 附 則

この内閣官房令は、令和四年一月一日から施行する。